

「労務管理と賃金引上げ支援助成金に関する説明会」のお知らせ

令和6年能登半島地震により被害に遭われた事業主の皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。最低賃金制度は、パートタイマー、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく、働くすべての方に賃金の最低額を保障する国の制度です。

石川県最低賃金額は毎年引き上げられていますが、今年は

10月5日から **時間額984円**（引上げ額51円）

に改定されました。

今般、最低賃金制度を含め労務管理の基本的事項及び賃金額の引上げ等に利用できる助成金について説明会を開催いたします。分かりやすく説明いたしますので、是非ご参加ください。

- 1 開催日時
令和6年10月21日（月）14時00分～16時00分
- 2 開催場所
七尾地方合同庁舎 2階会議室（七尾市小島町西部2番）
- 3 内容
(1) 労務管理の基礎知識、最低賃金額との比較計算方法などについて
(2) 賃金引上げ支援助成金について
 - ・業務改善助成金
 - ・働き方改革助成金
 - ・キャリアアップ助成金
- 4 受講料 無料
下記の参加申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込みください。

参加申込書

FAX 0767-52-3295

事業場	名称	
	所在地	
	電話番号	
参加者	職名	
	氏名	